

令和元年9月20日
商工労働部経営支援課
043-223-2787

令和元年台風15号の影響に対する追加の金融支援について

県内41市町村に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域において経営安定に支障を生じている中小企業・小規模企業者の資金繰りを支援するため、県制度融資のセーフティネット資金（市町村認定枠）を追加で設定しました。

この資金は、先に設定した県指定のセーフティネット資金（一般枠）と併せて利用することができます。

1 セーフティネット資金（市町村認定枠）

国が、災害により相当数の中小企業の事業活動に著しい支障が生じている地域を指定することで、その地域で売上高が減少している中小企業・小規模企業者が利用可能となる融資制度です。

2 支援の内容

(1) 融資条件：以下の2つの事項について、事業所の所在地の市町村長から認定を受ける必要があります。

①指定地域（注1）において1年以上継続して事業を行っていること

②台風による影響を受けた後、1か月間の売上が前年同月比2割以上減少し、その後2か月も同様の見込みであること

※ セーフティネット資金（市町村認定枠）の申請は、上記の認定を受けた後、取扱い金融機関（注2）に相談・申し込みを行うことになります。

(2) 資金用途等：資金用途：運転資金及び設備資金

融資限度額：8,000万円以内（県指定の一般枠とは別枠）

融資利率：1.0%～1.4%

保証料率：0.75%

(注1) 災害救助法の適用市町村（25市15町1村）

千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

(注2) 取扱い金融機関

(地方銀行) 千葉・千葉興業・京葉・群馬・常陽・筑波・きらぼし・阿波・東日本・東京スター

(信用金庫) 千葉・銚子・東京ベイ・館山・佐原・水戸・朝日・東京シティ・東京東・東栄・亀有・小松川・城北

(信用組合) 房総・銚子商工・君津・第一勧業・ハナ・横浜幸銀

(都市銀行) みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな

(信託銀行) 三井住友

(中小企業専門金融機関) 商工組合中央金庫

(→裏面につづく)

3 県の金融・経営相談窓口

県内の中小企業を対象とした金融・経営相談窓口を、引き続き千葉県産業振興センター及び県商工労働部経営支援課に設置。【開設時間：平日、午前9時から午後5時】

- ①経営相談：千葉県産業振興センター「チャレンジ企業支援センター」
043-299-2907
<http://www.ccjc-net.or.jp/~support/>
- ②金融相談：千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室
043-223-2707
<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/chuushou-yuushi/yuushiseido/chuushou/index.html>